

議案第四号

港区街づくり推進事務手数料条例及び港区中高層階住居専用地区建築条例の一部
を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十年二月十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区街づくり推進事務手数料条例及び港区中高層階住居専用地区建築条例の一部
を改正する条例

（港区街づくり推進事務手数料条例の一部改正）

第一条 港区街づくり推進事務手数料条例（平成十二年港区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表一の部三十の項中「又は第十二項ただし書」を「、第十二項ただし書又は第十三項ただし書」に改め、同部三十二の二の項、三十三の項、三十八の項、四十の二の項、四十一の項及び四十四の三の項中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

（港区中高層階住居専用地区建築条例の一部改正）

第二条 港区中高層階住居専用地区建築条例（平成七年港区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表イの項中「別表第二（ち）項第三号及び第四号」を「別表第二（り）項第二号及び第三号」に改める。

付 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（説 明）

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行による建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。